

社会福祉法人砥部寿会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年11月1日～令和4年10月31日までの3年間
2. 内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業等制度の周知や情報提供を行うことにより制度の理解を深める。

＜対策＞

- 令和元年12月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：育児介護休業法に基づく育児休業等制度の周知や情報提供を行うことにより制度の理解を深める。

＜対策＞

- 令和元年12月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布